**第32条　国際協力の指標例**　(JD仮訳)

国際協力を確実に、障害のある人が含まれ、障害のある人がアクセスできるものにする。

**特質**

・　インクルーシブでアクセシブルな国際協力

・　能力構築

・　技術的・経済的支援

・　調査と知識

**構造指標**

**32.1** 持続可能な開発(民主主義、法の支配、適切な統治および人権の推進を含む)に関連する国際協力協定**[[1]](#endnote-1)**（二国間または多国間）のための法律及び政策が、次のことを盛り込んでいること。

- 国際協力の目標と約束に障害のある人の権利が含まれている。

- 各協力活動と資源配分に障害のある人のインクルージョンを示す目印(marker)をつける**[[2]](#endnote-2)**。

- ユニバーサルデザインとアクセシビリティの適用、CRPDの原則と基準の尊重、および協力活動に関する性、年齢、障害者別のデータ収集と集計を義務付ける。

- 協力活動に関連するすべての調達契約におけるアクセシビリティ基準。

- 活動の計画、実施、監視、評価における障害のある人およびその代表組織との協議と参加に関する報告の義務**[[3]](#endnote-3)**。

-国際協力協定の活動が人々や環境に与える悪影響を防止し軽減するための持続可能性と保護措置の政策。

- 障壁を除去し、障害のある人が協力活動から恩恵を受けられるようにするための措置を考慮した影響評価を行う義務。

**32.2** 大学や研究センターが、研究に関する次のための指針や方針を採択していること。

- 障害のある人のインクルージョンに関連した活動や資金を追跡するためのマーカー。

- 研究の優先順位の定義、研究方法、研究プロジェクトの設計、実施、評価のための障害者参加型の方法論。

**プロセス指標**

**32.3** 障害のある人の権利に関するマーカーを含んでいる国際協力協定の割合。

**32.4** 該当する場合、世界的な監視の枠組み（例：世界障害サミット2018、世界人道サミット2016など）に報告された目標と約束の数、およびそのうち現在進行中と、達成されたものの割合。

**32.5** 国**[[4]](#endnote-4)**の国際協力機関の(協力相手国の)現地事務所のなかで、障害のある人を含めた、または障害のある人を対象とした戦略を採択した事務所の割合。

**32.6** 国の国際協力機関の(協力相手国の)現地事務所のなかで、１）障害者団体との連携協定を実行している、または障害者団体に役立っている事務所の割合、および／または２）障害者団体との間で覚書および／または正式な協力協定を採択している事務所の割合。

**32.7** 主催国と相手国の両方において、障害のある人の代表団体を通じての参加を含め、障害のある人の積極的な参加を確保するために実施された協議プロセス**[[5]](#endnote-5)**。および、事前協議を経て締結された協定で、障害のある人がどの程度関与できたかに関するの次の区分の割合：1) 障害のある人のインクルージョンは協定の主要な目的であり、期待される結果の基本である、2) 障害のある人のインクルージョンは重要かつ意図的な目的ではあるが、協定の主要な理由ではない、3) 障害のある人は全く対象になっていない**[[6]](#endnote-6)**。

**32.8** 障害のある人の権利に関する研修を受けた国際協力協定の立案、締結、実施、監視、評価を担当する職員の割合**[[7]](#endnote-7)**。

**32.9** 国際協力協定の活動に関連する障害のある人に悪影響を与えたと訴える苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、苦情の申立人に有利と裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または義務を負う者が遵守したものの割合。苦情解決の制度の種類別に集計。

**成果指標**

**32.10** 障害のある人の代表組織をパートナーとした国際協力協定の数と割合。

**32.11** 障害のある人のインクルージョンが、１）主要な目的であり、期待される結果の基本である、２）重要かつ意図的な目的であるが、協定の主要な理由ではない、３）全く対象になっていない、国際協力協定の数と割合。

**32.12** 国際協力協定の一部として研修を受けた障害のある人の数と割合。性別、年齢、障害別に集計。

**32.13** 国際協力協定を通じて研修を受けた国際協力機関、政府、監視枠組み（すべてのレベルの政府、すべての部門、統計局、国家人権機関などを含む）の職員の割合。性、年齢、障害別に集計。

**32.14** 国際協力協定への投資の割合（米ドルで）。障害のある人のインクルージョンが、１）主要な目的であり、期待される結果の基本である、２）重要かつ意図的な目的であるが、協定の主要な理由ではない、３）全く対象になっていない、の3つの協定の区分ごとに記述。

**32.15** 研究及び科学的・技術的知識へのアクセスに対する投資の割合（米ドル）。障害のある人のインクルージョンが、１）主要な目的であり、期待される結果の基本である、２）重要かつ意図的な目的であるが、協定の主要な理由ではない、３）全く対象になっていない、の3つの協定の区分ごとに記述。

**32.16** 障害のある人に役立つアクセシブルな技術や支援技術へのアクセスや共有を推進するための、技術移転にかかわる国際協力協定の割合。

付属資料

(翻訳：佐藤久夫、尾上裕亮)

1. 「協定」(agreements)は、国際協力と開発を通じた活動と行動の実施に関連するすべてのプロジェクト、事業、金融商品(financial instruments)、援助様式(aid modalities)、議定書、およびその他の形式の合意を含む。 [↑](#endnote-ref-1)
2. これは、OECD DACの障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカーに準拠するか、またはそれよって情報を得られる。この政策マーカーの導入と障害者マーカー(disability marker)に関する報告の手引きとなるハンドブックの導入は承認された（近刊）。OECD開発援助委員会**,**開発財政統計作業グループ**,**「障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントのマーカーハンドブック」（[DCD/DAC/STAT/RD(2019)1/RD1](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=DCD/DAC/STAT/RD(2019)1/RD1&docLanguage=En)）**,**2頁を参照。マーカーはまた、ジェンダー平等と女性の権利を支援する活動と資金調達の追跡と分析を可能にすべきである。[OECD DAC ジェンダー平等政策マーカー](http://www.oecd.org/dac/gender-development/dac-gender-equality-marker.htm)を参照。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 障害のある女性や少女を含む幅広い障害のある人の代表団体を含めること、特に活動によって最も影響を受ける人々を含める。 [↑](#endnote-ref-3)
4. よくある質問（FAQ）に記載されているように、「国」という用語は、地域統合機関である欧州連合を含め、条約の締約国（CRPD第44条参照）と解釈すべきである。 [↑](#endnote-ref-4)
5. この指標は、CRPDの第4条3およびCRPD委員会の一般的意見7号に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行った具体的な活動(協議の会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加方法と仕組みなど)を検証することを要求している。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすくする。

- 適切でアクセス可能な情報を提供する。

- 障害者団体の自由な意見の表明に対し、情報を保留したり、条件づけや妨害をしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

- 早期かつ継続的な参加を確保する。

- 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関するOECD DACの政策マーカーに関する報告の指針となるハンドブックを参照のこと（近刊）。　 [↑](#endnote-ref-6)
7. 研修には、最低限、障害への人権に基づくアプローチ、非差別、合理的配慮の提供、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ（アクセシブルな情報とコミュニケー ションを含む）、障害のある人とその代表組織との緊密な協議と積極的な関与の義務などが含まれるべきである。 [↑](#endnote-ref-7)